所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月三十日

盛岡市大通一丁目六番一九号

南部土地株式会社

代表取締役　三田　義之

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の数
村上　聰六　岩手県遠野市新穀町三番一六号	二一〇〇株
福田　耕栄　岩手県滝沢市穴口三〇五―二一	二四〇株
小笠原江美子　岩手県盛岡市菜園二丁目八番一八号	一五〇株
川村金太郎　岩手県盛岡市仙北二丁目一番二九号	一二〇株
照井　堯造　岩手県花巻市石鳥谷町好地一六―九八―四　照井正紀様	一二〇株
照井忠次郎　岩手県盛岡市上田一丁目一八番三七号	一二〇株
成瀬　富治　岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目六番二号	一二〇株
細川正太郎　岩手県盛岡市本町通二丁目一三番五二号	九〇株
澤田　参治　岩手県遠野市中央通八番四号	八〇株
太田代佐太郎　岩手県盛岡市中央通一丁目一二番二四号	三〇株
庄治　喜内　岩手県盛岡市茶畑二丁目一一番三五号	三〇株

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市東雲町七番地、最後の住所北海道函館市花園町一六番八号

被相続人　亡　松倉　幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

北海道函館市本町三番一二号カーニープレイス函館六階

相続財産清算人　弁護士　弘末　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市北笹間九地割五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小原　幸敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産清算人　司法書士　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市高木第二〇地割二〇〇番地七二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊勢　信広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産清算人　司法書士　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市上根子字新屋敷一六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高橋津志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産清算人　司法書士　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡紫波町犬吠森字沼口八六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

岩手県盛岡市平賀新田字平賀五〇番四号

銀河ワールド一〇　一〇一号　小野寺泰明

法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小野寺泰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市下山町一〇〇五番地、最後の住所茨城県古河市下山町一三番二二号

被相続人　亡　渡辺　千洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

茨城県古河市西牛谷七一四番地一

相続財産清算人　司法書士　竹内　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市久慈町三丁目一三二一番地、最後の住所茨城県日立市久慈町五丁目四二番一〇号　被相続人　亡　大川　昇治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

茨城県日立市幸町一丁目一一番四号ソニアビル三階　さわやか日立法律事務所

相続財産清算人　弁護士　白土　大作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市飯塚町一二二四番地八、最後の住所群馬県甘楽郡下仁田町大字吉崎四三八番地一　被相続人　亡　石沢　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

群馬県高崎市昭和町一三三番地一　うえはら法律事務所

相続財産清算人　弁護士　上原　光太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市本町四丁目三三五番地、最後の住所群馬県桐生市菱町四丁目二三五七番地の三　被相続人　亡　堀口　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

群馬県太田市粕川町二六一番地二

相続財産清算人　司法書士　市野　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市大字新曽一七三七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　榎本　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

埼玉県蕨市中央一丁目一一番七号アオイビル二階わらび中央法律事務所

相続財産清算人　弁護士　金　英功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸三〇〇九番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　土屋由紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一六番地一二新越谷第一生命ビルディング五階弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　江原　智